

付録 1 愛護会データ

(1) 公園愛護会について

【横浜市の「公園愛護会制度」の歴史】

横浜市の「公園愛護会制度」は、全国に先駆けて昭和 36 年に創設したもので、60 年を超える歴史を有しています。

平成 17 年度には、地域に身近な街区公園や近隣公園等の管理を、それまでの市内 4 公園緑地事務所から、18 区の土木事務所へ移管したことに伴い、愛護会に対する支援の仕組みも大幅に見直し、愛護会に寄り添った現在の仕組みに改定しています。

横浜市には約 2,700 の公園があり、およそ 9 割の公園で愛護会が結成されています。

公園の種類

公園はその大きさや機能により分類することができます。

街区公園

数が多く市民生活に最も身近な公園です。

もっぱら街区に住む人の利用を目的とした公園で、2,500 平方メートルほどの広さを備えた公園です。

近隣公園

近隣に住む人の利用を目的とした公園で、2ヘクタール（街区公園の 8 倍ほどの広さを備えた公園です。

地区公園

街区公園、近隣公園よりもさらに大きな公園が地区公園です。広さの特徴を生かし、地域の方々がスポーツを楽しむことができる施設の設置や自然環境を保全するなど、地域の特徴を生かした公園です。

その他の公園

このほかにも、運動公園や総合公園、良好な居住環境を確保し災害時の避難路ともなる緑道、景観や歴史的建造物を保存活用する風致公園や歴史公園など様々な種類があります。

(2) 公園の多面的な機能について

都市環境維持・改善の機能

公園の緑には、ヒートアイランド現象の緩和などの効果があります。また、市街化が進み少なくなってしまった昆虫などの身近な生物が生息できる環境を形成しています。

防災・減災機能

火災が起きたときの延焼防止、雨水の浸透と貯留の機能を持っています。また、災害時などにおいて公園は、避難地、被災後の救援・救護の拠点などの貴重なオープンスペースとなります。

景観形成機能

都市化に伴い減少している、昔ながらの自然景観や田園風景を公園の中で形成・保全しています。また、都市の中にまとまった緑があることにより、都市景観に風格を与えます。また、魅力的な公園は、文化・芸術を育みます。

レクリエーション・スポーツ・健康機能

公園は、散策や花見、子どもの遊び場などのレクリエーションの場となり、また、緑に囲まれた快適な空間で屋外スポーツを楽しむことができます。更にウォーキングやジョギングなどの健康づくりの場ともなります。

コミュニティ形成機能

身近にある公園や水辺などは、子供の遊びや散策だけでなく、地域内外の市民の活動の拠点としても機能し、コミュニティ形成空間としての機能を持っています。

それぞれの公園は、規模や特性、立地により、これらの機能を考慮していますが、ひとつの公園において、機能すべてが満たされているわけではありません。

付録 2 市による公園樹木の管理

(1) 樹木(高木)の管理

樹木(高木)の管理は原則として横浜市が実施します。
 実施回数は特殊な場合を除き、必要に応じて数年に1回程度となります。
 ※せん定の間隔は状況により異なります。

①樹木管理の基本方針

横浜市は、公園の樹木を次のように管理をしています。

- ・ 樹木の健全な生育を図る目的でせん定等を行います。
- ・ 利用者や歩行者の邪魔になるような低い枝(下枝)はできるだけ撤去します。
 (園路(通路)では傘をさしてぶつからない程度の高さが目安です)。
- ・ 民地への越境枝、建物や施設に接触する枝(支障枝)や枝葉が茂りすぎて見通しが悪い場合などは、優先的にせん定などを行います。

②樹木をせん定する時期

樹木の管理は、適切な時期に実施しないと、樹木を弱らせてしまう恐れがあります。せん定に適した時期は樹木の種類によって異なります。

【樹の種類ごとの管理に適した時期】

- ・ 針葉樹：新芽が出る前(3月～4月)または冬の前(10月～11月)
- ・ 落葉樹：落葉したあとの休眠期(11月～2月)
- ・ 常緑樹：新芽が伸び終わった後(6月～7月)と
 生長が休止する時期(9月～10月)

樹種	せん定の時期												備考		
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12			
針葉樹			■	■	■	■					■	■	■	■	
落葉樹	■	■	■	■				■	■	■			■	■	■
常緑樹						■	■	■	■		■	■	■		

■ ■ ■ 細い枝を対象にした軽いせん定のみ

- ・ 樹形を大事にするため、せん定等の頻度を減らす場合があります。
- ・ 頻繁にせん定ができないため、強めにせん定することがあります。
- ・ せん定作業が集中することにより、適期にせん定できないことがあります。

(2) 中低木の管理

中低木は、刈込バサミや刈込機などを用いて管理をします。

①刈り込みの効果

横浜市は、公園の樹木を次のように管理をしています。

- ・ 樹木の形を整えることで、景観や見通しが良くします。
- ・ 花芽の形成を促し、翌年以降の花つきを良くします。
- ・ 風のとおりや採光が良くすることで、病害虫を防止します。

②刈り込みの時期（市による管理）

横浜市では、中低木の刈り込みを1年～2年に1回程度、6月～7月初旬に実施しています。（条件により異なります）

公園内の見通しを良くしてほしいという要望等により、強めの刈り込みを行うことがあります。

【常緑樹と落葉樹のせん定時期の違い ～どうして一度にやらないの？～】

初夏、常緑樹のせん定が始まると、市民の皆さんから「公園の木の枝のせん定にやり残しがあるのですが・・・」という問い合わせがあります。

話を伺うと「クスノキのせん定は終わったのに、ケヤキがそのままになっています」とのこと。でもこれには理由があるのです。

初夏から梅雨にかけての季節は、新芽を伸ばし終わったクスノキなどの常緑樹がひとやすみをする時期です。しかし、ケヤキなどの落葉樹はまさに生長の真っ盛りで、このような時期にせん定をすると樹木の負担が大きく、弱らせたり枯れたりする恐れがあります。

ところが常緑樹はその逆。もともと暖かい地方の植物ですので、真冬にせん定をすると寒さや乾燥によって弱ってしまいます。

そこで同じ公園の中でも常緑樹のクスノキは初夏、落葉樹のケヤキは冬という具合に季節ごとにわけて、せん定を行う必要があるのです。

【公園管理業務の委託】

横浜市による公園の管理では、高木のせん定や中低木の刈込みなど一時期に業務量が膨大になるもの、遊具や照明などの施設の修繕など、専門的な技術を要するものは造園業者や遊具の専門業者などに委託して実施しています。

横浜市公園愛護会事務取扱要綱

平成12年3月13日 緑政管第759号

最近改正 令和6年3月18日 環創総第987号 (局長決裁)

(目的)

第1条 市民の憩いの場である公園の管理、活用に関して、地域においてその中心的な役割を果たす団体を育成し、その活動を支援するためにこの要綱を定める。

(公園愛護会の定義)

第2条 公園愛護会（以下「愛護会」という。）は、前条の目的を達成するため、街区公園、近隣公園及び地区公園を対象として結成される会をいう。ただし、この他の種別の公園においても状況に応じて愛護会を結成することができる。

(愛護会の構成)

第3条 愛護会は、公園周辺の地域住民をもって構成するものとする。なお、学校、福祉団体、市民団体、その他の法人等も愛護会を結成又は構成することができる。ただし、政治団体、宗教団体及びこれらに関係する団体は愛護会を結成又は構成することができない。

(愛護会の数)

第4条 愛護会の数は、1公園について1愛護会とする。ただし、特別の事由がある場合は、この限りではない。

2 愛護会の活動区域は、対象とする公園の全域とする。ただし、公園の形状、地域事情により区域を限定することができる。

(愛護会の名称)

第5条 愛護会の名称は、公園の名称を用いるものとする。ただし、愛称をつけることは妨げない。

(愛護会の活動内容)

第6条 愛護会は、公園が清潔で安全かつ楽しく利用できるよう、次の各号に掲げる活動を行うものとする。ただし、第6号については必要に応じて行うものとする。

- (1) 清掃・除草
- (2) 樹木のかん水
- (3) 利用の調整
- (4) 利用者へのマナー指導
- (5) 土木事務所との連絡調整
- (6) 公園を利活用する事業
- (7) その他愛護会の目的達成のため必要な活動

(愛護会の結成)

第7条 愛護会を結成しようとするときは、公園愛護会結成届（第1号様式）及び愛護会規約を当該公園を所管する区の土木事務所に提出し、結成の承認を受けるものとする。

(愛護会の承認及び通知)

第8条 土木事務所長は、前条の結成届等により愛護会を結成することが適当と認めるときは、これを承認し、その旨を愛護会長に通知するものとする。（第2号様式）

(環境活動事業課長への通知)

第9条 土木事務所長は、前条の通知をしたときは、速やかに第7条の提出書類の写しを環境活動事業課長に送付するものとする。

(愛護会の成立時期)

第10条 愛護会は、第8条の通知をした日をもって成立するものとする。

(愛護会の役員)

第11条 愛護会には会長（以下「愛護会長」という。）を置き会を統轄するものとする。なお、愛護会にはその他必要な役員を置くものとする。

(愛護会の届出事項)

第12条 愛護会長は、次の各号の一に該当するときは、土木事務所長に届け出なければならない。

(1) 愛護会長等を変更するとき。（第3号様式）

(2) 愛護会を休止・解散するとき。（第4号様式）

2 土木事務所長は、前項の届出を適正と認めるときは、これを承認し、その旨を環境活動事業課長に報告するものとする。また、第2号については、承認した旨を愛護会長に通知するものとする。

第13条 愛護会長は、公園愛護会活動報告書（第5号様式）を土木事務所長に毎年7月末、10月末、1月末、4月末までに提出するものとする。ただし、土木事務所長の判断により提出回数を減ずることができる。

(愛護会への支援)

第14条 土木事務所長及び環境活動事業課長は、愛護会の活動状況に合わせ、予算の範囲内で愛護会の活動に対し、次の支援を行うものとする。

(1) 清掃用具等の物品の支給又は貸出

(2) 活動に関する技術支援講座等の実施

(3) その他、活動の活性化に必要なノウハウの提供

(愛護会費の交付)

第15条 市長は、愛護会に対し、別表に定める基準により愛護会費（謝金）を交付する。

2 愛護会費は毎年4月1日現在、存続している愛護会、及び、年度途中で新たに結成された愛護会（12月末日までに土木事務所長が結成を承認した愛護会に限る。）に対して交付するものとする。ただし、次の各号の一に該当するときは、減額して交付し、又は交付しないものとする。

(1) 愛護会が活動していないと認められるとき。

(2) 愛護会から減額又は辞退の申出があったとき。

(3) その他、交付の必要を認めないとき。

(愛護会費の交付時期)

第16条 愛護会費の交付時期はおおむね7月とする。ただし、年度途中で新たに結成された愛護会（12月末日までに土木事務所長が結成を承認した愛護会に限る。）については、結成の承認後速やかに交付する。

(その他)

第17条 この要綱の施行に必要な事項については、みどり環境局長が定める。

2 公園緑地事務所が愛護会の活動の対象となる公園を管理している場合においては、第6条中「土木事務所」

とあるのは「公園緑地事務所」と、第7条から第9条まで及び第12条から第16条までの規定中「土木事務所長」とあるのは「公園緑地事務所長」と読み替えるものとする。

附 則

(適 用)

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 6 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 7 この要綱は、平成19年11月1日から施行する。
- 8 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 9 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 10 この要綱は、平成22年2月1日から施行する。
- 11 この要綱は、平成23年5月1日から施行する。
- 12 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 13 この要綱の適用前に結成された愛護会は、この要綱に基づき結成された愛護会とみなす。

愛護会費交付基準

平成20年度改正

別表

愛護会費交付対象面積	愛護会費（円）
3,000㎡未満	20,000
3,000㎡以上 15,000㎡未満	30,000
15,000㎡以上	40,000

(注) ※ 施設のある公園（プール、少年野球場、テニスコート等）については、公園面積より施設面積を減じた面積を愛護会費交付対象面積とします。

※ 4月から12月までに結成された愛護会については、当該年度分の愛護会費を交付し、1月以降結成された愛護会については、当該年度分の愛護会費は交付しません。